

音、匂い、色彩(単色)について各国の登録状況表

		アメリカ	OHIM	イギリス	ドイツ	フランス	韓国	中国	台湾
音	登録の可否	ほぼあらゆる種類の音響について登録可能	楽曲、ジングル、人間の声及び動物の音を含む音響は登録に値する	視覚認識可能に表現できて識別力を有する場合に登録に値する	保護できる音響の種類に限定はない	音響の種類に関する明示的制限なし	×	×	現行法では、「文字、図形、記号又は色彩の組み合わせあるいはこれらの結合」と定義しているところ、改正商標法案(2002年3月立法院上程)に、音響商標の導入が予定されている。
	登録数	約40	6	約50	207	データ入手不可能			
	登録事例	NBC放送がラジオ・サービスを識別する3つのチャイム				MGMライオンのおおきい声			
匂い	登録の可否				ドイツ連邦最高裁判所は、香り標章の適切な視覚認識可能な表現をどのようにすべきかの指針を求めて欧州司法裁判所に上訴していたが、2002年12月、「化学式、文字による記述、匂いのサンプル寄託及びそれらの組み合わせについては、視覚的に(graphically)表現できないため、商標として登録できない」旨の決定が下された。	× 香りは現在登録可能であるとみなされていない。但し左記ドイツが提出した欧州裁判所の判定結果により変わる可能性有り。	×	×	×
	登録数	0	1	2					
	登録事例		テニスボールに関する刈りたての芝生の香り(現在は、常に拒絶している模様)	・ダーツの羽根に関するピターピールの強い香りの標章 ・車両のタイヤに関するバラを連想させる花の香り					
色彩—単色—	登録の可否	色彩は標章の特徴としてまたは標章自体として登録に値し得る。単色商標にはセカンダリーミーニング必要	単色商標にはセカンダリーミーニング必要	単色商標にはセカンダリーミーニング必要	単色商標にはセカンダリーミーニング必要	法律の下で明示的に登録に値する。実際に色彩はフランスにおいて長年にわたり保護を受けている。	×	×	×
	登録数	単色の登録はほとんどない	20(単色かどうかは不明)	約70(単色かどうかは不明)	データ入手不可能	データ入手不可能			
	登録事例	グラスファイバー絶縁体で有名な製造メーカーが商品に長年使用してきたピンク色							

出典

商標の保護対象等に係る国際調和に関する調査研究報告書(平成14年3月)
 WTO加盟後の台湾知的財産エンフォースメント制度の実態について(平成14年3月)
 アジア諸国の商標制度・運用に関する調査研究報告書(平成15年3月)

財団法人 知的財産研究所
 財団法人 交流協会
 社団法人 日本国際知的財産保護協会